

中小規模事業者の皆様へ

働き方改革関連法に関する 説明会のご案内



2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

罰則付きの時間外労働の上限規制の導入等、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することを目的とした労働時間法制の見直しが行われることから、労働時間法制に関するポイント及び変更点等についての説明会を下記の日程等により開催することといたしました。

ご参加は無料です。お申し込みは裏面「申込書」をFAXにてお送りください（先着順で定員となり次第終了させていただきますので、お早目にお申し込みください。）。

日時	場所	定員
平成31年1月23日（水） 14：00～16：00	黒崎市民会館 多目的ルーム （新潟市西区鳥原909-1）	80名

主な見直しの内容

- ① 時間外労働の上限規制
- ② 「勤務間インターバル制度」の導入促進
- ③ 年5日間の年次有給休暇の取得の義務付け
- ④ 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金引き上げ（中小企業に対する猶予期間の終了）
- ⑤ 労働時間の状況の客観的な把握の義務付け
- ⑥ 「フレックスタイム制」の清算期間の柔軟化
- ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」の新設
- ⑧ 産業医・産業保険機能の強化

◎お申込方法はFAXで（申込様式は「裏面」にあります）

お申込み先：新潟労働基準監督署 労働時間相談・支援班

F A X：025-288-3575

お問合せ先：電 話：025-288-3572

F A X : 025 - 288 - 3575

「働き方改革関連法に関する説明会」
(平成31年1月23日開催)

FAX 申込書

新潟労働基準監督署
労働時間相談・支援班 あて

平成 ____年__月__日

事業場名 :

所在地 :

電話番号 :

出席者職氏名 :